

日本標準産業分類の利用状況等の照会結果(経過報告)

実施府省	行政分野 (根拠法令、通達等)	利用の範囲と内容
総務省	地方交付税法(第11条、第14条)  地方税法(同法第144条の6、同法附則第12条の2の7、同法施行令第43条の6、同法施行令附則第10条の2の2等)  統計法(第27条)  消費者物価指数  産業連関表 (10府省庁の共同事業により作成する加工統計)  経済センサス-活動調査に関する地域メッシュ統計	普通交付税の算定において、 ・国勢調査における産業分類別就業者数(大分類)、 ・事業所・企業統計調査の従業者数及び民営事業所数(大分類)、 ・商業統計調査の小売業計(中分類)、 ・工業統計調査の製造業計(大分類) を利用している。  軽油引取税の課税免除の範囲の限定に使用(大・中・小・細分類)  総務大臣が整備することとなっている事業所母集団データベースにおいて、事業所の産業分類で活用している。 (分類の範囲は経済センサス-基礎調査と同様)  財・サービス分類の区分に利用(サービス業)  産業連関表を作成する際の部門設定において、日本標準産業分類との整合性を勘案することとしている。  大分類(A～R)A及びBは、A～R 全産業として集約 表章事項 事業所数及び従業者数(メッシュ別)
法務省	認証申請に対する審査及び認証紛争解決事業者に対する (裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律) (裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施  債権回収会社に対する監督 (債権管理回収業に関する特別措置法) (債権管理回収業に関する特別措置法施行規則)	・認証紛争解決事業者が営む他の事業の把握に使用(細分類)  ・債権回収会社の役員等の兼職状況の把握に使用(細分類) ・法務大臣が債権回収会社に対して行う兼業承認の手続において、対象業務の特定に使用 (細分類)

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領</li> <li>・「産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領</li> <li>・「電気・電子情報関連産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領</li> <li>・「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領</li> </ul>	<p>素形材産業, 産業機械製造業, 電気・電子情報関連産業及び飲食料品製造業の各特定産業分野における1号特定技能外国人が活動を行う事業所の指定のために利用</p>

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	<p>「出入国管理及び難民認定法」            (特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号)            ・(・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準第2条)(注1)            ・(・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、産業機械製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準第2条)(注1)            ・(・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、電気・電子情報関連産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準第2条)(注1)            ・(・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準第2条)(注2)</p> <p>(注1)経済産業省告示            (注2)農林水産省告示</p>	<p>在留資格「特定技能」に係る審査基準として、1号特定技能外国人が活動を行う事業所が行うこととされている産業の指定に使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素形材産業分野(小分類・細分類)</li> <li>・産業機械製造業分野(中分類・小分類・細分類)</li> <li>・電気・電子情報関連産業分野(中分類)</li> <li>・飲食料品製造業分野(中分類・小分類・細分類)</li> </ul>
財務省	<p>租税特別措置法に係る所得税の取扱い(昭和55年12月26日付直所3-2 以下「措置法通達」という。)10の3-5</p> <p>措置法通達10の5の2-4</p> <p>措置法通達11-5</p>	<p>租税特別措置法第10条の3(中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)の適用対象となる指定事業に該当するかどうかの判定基準として利用。</p> <p>租税特別措置法第10条の5-2(特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)の適用対象となる指定事業に該当するかどうかの判定基準として利用。</p> <p>租税特別措置法第11条(特定設備等の特別償却)の適用対象となる海洋運輸業に該当するかどうかの判定基準として利用。</p>

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	措置法通達12-12	租税特別措置法第12条(特定地域における工業用機械等の特別償却)の適用対象となる指定事業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	措置法通達12の2-4	租税特別措置法第12条の2(医療用機器等の特別償却)の適用対象となる医療保健業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	法人税基本通達(昭和44年5月1日付直審(法)25)16-3-29	法人税法施行令第142条の2第2項第1号から3号まで《利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額》に掲げる事業に該当するかどうかの判定の基準として利用。
	耐用年数の適用等に関する取扱通達(昭和45年5月25日付直法4-25。以下「耐用年数通達」という。)1-4-3	法人が機械及び装置をいずれの業種用の設備として通常使用しているかの判定の基準として利用。
	耐用年数通達2-8-4	耐用年数通達別表第2の「その他の小売用設備」に該当するものの判定基準として利用(中分類60その他の小売業)。
	耐用年数通達2-8-7	耐用年数通達別表第2の「その他のサービス業用設備」に該当するものの判定基準として利用(中分類95その他のサービス業)。
	耐用年数通達付表8	設備の種類と日本標準産業分類の分類を対比し、具体的な業種を例示。
	連結納税基本通達(平成15年2月28日付課法2-3・課審4-7)19-3-29	法人税法施行令第155条の27第2項第1号から3号まで《利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額》に掲げる事業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	租税特別措置法関係通達(法人税編)(昭和50年2月14日付直法2-2。以下「措置法通達」という。)42の6-5	租税特別措置法第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する指定事業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	措置法通達42の9-10	租税特別措置法第42条の9《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の第1項の表の各号の第2欄に掲げる事業に該当するかどうかの判定基準として利用。

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	措置法通達42の12の3-4	租税特別措置法第42条の12の3《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する指定事業に該当するかどうかの判定基準として利用。 <u>※令和3年度税制改正に伴う通達改正において廃止予定</u>
	措置法通達43(3)-1	租税特別措置法施行令第28条第1項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業に該当するかどうかの判定基準として利用（小分類451外航海運業、小分類452沿海海運業）。 <u>※令和3年度税制改正に伴う通達改正において通達番号変更予定</u>
	措置法通達45-11	租税特別措置法45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》の第1項の表の各号の第2欄に掲げる事業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	措置法通達45の2-4	租税特別措置法第45条の2第1項から第3項《医療用機器等の特別償却》に規定する医療保険業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	措置法通達57の9-3	租税特別措置法施行令第33条の9第4項に掲げる事業のうちいずれの事業に該当するかの判定基準として利用。
	措置法通達61の3-2	租税特別措置法第61条の3第1項《農用地等を取得した場合の課税の特例》に規定する農業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	措置法通達65の7(1)-31の2	租税特別措置法施行令第39条の7第6項第1号に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	措置法通達66の6-17	租税特別措置法第66条の6第2項第3号ハ(1)又は租税特別措置法施行令第39条の14の3第32項第1号から第3号に掲げる事業のいずれに該当するかどうかの判定基準として利用。
	措置法通達68の2の3(2)-6	外国法人の営む事業が措置法令第39条の34の3第7項第3号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業のいずれに該当するかどうかの判定基準として利用。

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	租税特別措置法関係通達(連結納税編)(平成15年2月28日付課法2-5・課審4-8。以下「連結措置法通達」という。)68の11-5	租税特別措置法第68条の11《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する指定事業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	連結措置法通達68の13-9	租税特別措置法第68条の13《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の適用対象となる租税特別措置法第42条の9に規定する事業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	措置法通達68の15の4-4	租税特別措置法第68条の15の4《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の適用対象となる租税特別措置法第42条の12の3に規定する指定事業に該当するかどうかの判定基準として利用。 <u>※令和3年度税制改正に伴う通達改正において廃止予定</u>
	連結措置法通達68の16(3)-1	租税特別措置法施行令第39条の49第1項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業に該当するかの判定基準として利用(小分類451外航海運業、小分類452沿海海運業)。 <u>※令和3年度税制改正に伴う通達改正において通達番号変更予定</u>
	連結措置法通達68の27-13	租税特別措置法第68条の27《特定地域における工業用機械等の特別償却》の適用対象となる租税特別措置法45条に規定する事業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	連結措置法通達68の29-4	租税特別措置法第68条の29第1項から第3項《医療用機器等の特別償却》に規定する医療保険業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	連結措置法通達68の59-3	租税特別措置法施行令第39条の86第3項に掲げる事業のうちいずれの事業に該当するかの判定基準として利用。
	連結措置法通達68の65-2	租税特別措置法第68条の65第1項《農用地等を取得した場合の課税の特例》に規定する農業に該当するかどうかの判定基準として利用。
	措置法通達68の78(1)-31の2	租税特別措置法施行令第39条の7第6項第1号に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業に該当するかどうかの判定基準として利用。

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	<p>連結措置法通達68の90-17</p> <p>財産評価基本通達(昭和39年4月25日付直資56、直審(資)17)</p> <p>消費税法基本通達(平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊をいう。以下同じ。)13-2-4</p> <p>消費税法基本通達13-2-6</p> <p>消費税法基本通達13-2-8の2</p> <p>31年経過措置通達(平成26年10月27日付課消1-35ほか4課共同「平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置</p> <p>31年経過措置通達11</p> <p>26年経過措置通達(平成25年3月25日付課消1-9ほか4課共同「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の</p> <p>26年経過措置通達11</p>	<p>租税特別措置法第68条の90第2項第3号ハ(1)又は租税特別措置法施行令第39条の104の2第31項第1号から第3号に掲げる事業のいずれに該当するかどうかの判定に利用。</p> <p>相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式について、類似業種比準価額を計算する場合の業種目の分類に使用。</p> <p>消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第57条第5項に規定する事業の範囲の判定基準として利用。</p> <p>消費税法施行令第57条第5項に規定する事業の範囲の判定基準として利用。</p> <p>消費税法施行令第57条第5項に規定する事業の範囲の判定基準として利用。</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第5条第3項に規定する「工事の請負に係る契約」の範囲の判断基準として利用。</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第5条第3項に規定する「製造の請負に係る契約」の範囲の判断基準として利用。</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第16条第1項において準用する同法附則第5条第3項に規定する「工事の請負に係る契約」の範囲の判断基準として利用。</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第16条第1項において準用する同法附則第5条第3項に規定する「製造の請負に係る契約」の範囲の判断基準として利用。</p>
文部科学省	<p>社会教育調査(基幹統計調査)</p> <p>大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(第2条)</p> <p>大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(第2条)</p>	<p>民間体育施設に係る調査について、調査対象範囲確定に当たって使用(小分類)</p> <p>中小企業者の定義(大・中分類)</p> <p>中小企業者の定義(中・小・細分類)</p>

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
厚生労働省	<p>労働委員会規則(第85条)</p> <p>職業情報提供サイト(日本版O-NET)</p> <p>職場情報総合サイト</p> <p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(第28条第1項)</p> <p>職業安定業務統計</p> <p>雇用保険法(第63条第1項第3号)、労働施策の総合的</p> <p>高年齢者雇用対策関係 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則(第33条))</p> <p>高年齢者雇用対策関係 (令和3年3月26日付発出職発0326第10号「高年齢者雇用対策の推進について」)</p> <p>高年齢者雇用対策関係 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(第39条)、平成28年4月7日付職発0407第3号)</p> <p>平成25年5月16日付け職発0516第19号・能発0516第4号・雇発0516第9号「雇用安定事業の実施等について」別添1「雇用関係助成金支給要領」</p> <p>障害者雇用状況報告(障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項)</p>	<p>使用者側の業種の実態把握に使用(大・中分類)</p> <p>職業情報提供サイト(日本版O-NET)における各職業情報中に就業者が多い主要産業について表示(大分類)。産業分類を使用した検索機能(小分類)と職場情報総合サイトへの連携(大分類)に利用。</p> <p>職場情報総合サイトにおける職場情報の検索項目の1つとして利用(大分類)。併せて、職業情報提供サイト(日本版O-NET)に連携して当該業種の職業情報を参照(大分類)。</p> <p>左記に基づく外国人雇用状況の届出制度について、届出状況をまとめた業務統計(『外国人雇用状況』の届出状況まとめ)において、産業分類別の事業所数・外国人労働者数を集計する際に使用(中分類)</p> <p>産業別新規求人数の分類に利用(大・中・小分類)</p> <p>職場適応訓練の「中小企業」の定義の区分に使用(大分類及び中分類)</p> <p>事業主に毎年報告を求めている様式について、事業所情報の記載欄に、産業別分類番号の記載箇所を設けている。(中分類)</p> <p>高年齢者雇用対策に関する事業主への指導等において、事業主に提出を求める様式について、産業分類番号の記載箇所を設けている(中分類)</p> <p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条、第40条及び第45条の規定により、都道府県知事が行うシルバー人材センター及びシルバー人材センターの業務拡大の指定において、指定に係る業種の区分を日本産業分類の中分類としている。</p> <p>雇用保険法第62条及び第63条並びに雇用保険施行規則の規定に基づく雇用関係助成金の中小企業の区分、産業分類の区分等に使用(大・中・小分類)</p> <p>民間企業に雇用されている障害者における産業別の状況把握に使用(中分類)</p>



実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の申請	障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の申請時の業種指定に使用(中分類)
	障害者雇用に関する優良な中小企業の実態の把握	障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)で認定を受けた事業所の実態把握と厚生労働省のHPへの掲載に使用(小分類)
	障害者の職業紹介状況等	産業別の障害者の就職件数の実態把握と厚生労働省のHPへの公表に使用(大分類)
	平成22年12月1日付け職発第1201第1号「ハローワークシステム事務処理要領(平成23年1月版)について」別添「ハローワークシステム事務処理要領」	事業所登録の際に産業分類が入力項目になっており、一部の統計が産業分類をキーとして作成されている。(中分類)
	地域活性化雇用創造プロジェクト (雇用保険法第62条第1項第6号及び第63条第1項第8号)	都道府県が業種を指定して事業を実施することとしており、指定する業種の単位として使用(大分類又は中分類)。 また、業種転換・多角化等を目的とする事業の実施に当たり、異なる業種であることの判断基準として使用(細分類)。
	通年雇用助成金 (「雇用関係助成金支給要領」(平成25年5月16日付け職発0516第19号・能発0516第4号・雇児発0516第9号「雇用安定事業の実施等について」別添1))	通年雇用助成金の助成対象となる指定業種であることの判断基準として使用(大分類、中分類、小分類及び細分類)。
	厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務(平成19年3月30日)(厚生労働省告示第92号)	社会医療法第42条の2第1項により、医療法人が行うことができる収益業務の種類に指定に使用
	雇用環境・均等行政関係 (根拠法令:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条及び第12条) (通達:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行について(平成27年10月28日))	女性活躍推進法には女性活躍の状況等が優良な事業主に対する認定制度「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を設けているところ。 認定基準には、「直近の事業年度におけるその雇用する通常の労働者に占める女性労働者の割合が産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値(当該平均値が4割を超える産業にあつては4割)以上であること。」等、産業ごとの平均値に着目した基準が設けられており、当該産業分類について使用(大分類)

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	平成25年5月16日付け職発0516第19号・能発0516第4号・雇発0516第9号「雇用安定事業の実施等について」別添1「雇用関係助成金支給要領」	雇用保険法第62条及び第63条並びに雇用保険施行規則の規定に基づく雇用関係助成金のうち、両立支援等助成金（出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース）の中小企業の区分、産業分類の区分等に使用（大・中・小分類）
	勤労者財産形成促進法施行令（第43条）	事務代行団体の構成員である中小企業の事業主の範囲の指定に使用（大分類）
	中小企業退職金共済法（第2条）	中小企業者の定義に使用（一部中分類、小分類）
	家内労働概況調査	調査項目として大分類Eについて中分類および大分類Gについて小分類を使用（大分類、中分類、小分類）
	最低賃金法（第15条）	特定（産業別）最低賃金の決定に使用（産業分類：中分類、小分類、細分類）
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（第16条、別表第1）	労災保険率の事業の種類分類（大分類）、事業の種類（中分類）及び事業の種類細目（中分類～細分類）の設定で参考として利用
	労働基準法（第76条）	産業別の休業補償の額の改訂に使用（一部小分類）
	労働基準法施行規則（第57条）	預金管理状況報告の事業の種類記入に使用（中分類）
	賃金の支払の確保等に関する法律施行令（第2条）	未払賃金立替払事業支給対象企業範囲の指定に使用（大分類）
	労働保険料の徴収等に関する法律（第4条の2）	雇用保険の保険関係が成立している事業に関して、産業分類ごとの雇用保険適用事業場数、被
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（第16条、別表第1）	労災保険率の事業の種類分類（大分類）、事業の種類（中分類）及び事業の種類細目（中分類～細分類）の設定で参考として利用
	労働安全衛生法第十二条第一項及び労働安全衛生規則第七条第一項及び第二項で準用する第二条第二項（様式第三号）	衛生管理者を選任すべき事業場の区分に使用（中分類）
	労働安全衛生法第十三条第一項及び労働安全衛生規則第十三条で準用する第二条第二項（様式第三号）	産業医を選任すべき事業場の区分に使用（中分類）

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	労働安全衛生法第五十七条の四及び労働安全衛生規則第三十四条の四（様式第四号の三）	新規化学物質の名称を届け出る際の事業区分に使用（中分類）
	労働安全衛生法第五十七条の三第一項及び同法第五十七条の四第一項及び労働安全衛生規則第三十四条の五及び同規則第三十四条の八及び同規則第三十四条の十（様式第四号の四）	化学物質を届出る事業者の事業区分に使用（中分類）
	労働安全衛生法第八十八条第一項及び労働安全衛生規則第八十六条第一項（様式第二十号）	計画の届出を行う事業者の業種の区分に使用（中分類）
	労働安全衛生法第八十八条第一項及び労働安全衛生規則第八十七条の五（様式第二十号の二）	計画届免除の申請を行う事業者の業種の区分に使用（中分類）
	労働安全衛生法第八十八条第一項及び同法百条第一項及び労働安全衛生規則第八十七条の七（様式第二十号の四）	実施状況の報告を行う事業者の業種の区分に使用（中分類）
	労働安全衛生法百条第一項及び労働安全衛生規則第五十二条（様式第六号）	健康診断結果を報告する事業者の事業区分に使用（中分類）
	労働安全衛生法百条第一項及び労働安全衛生規則第五十二条の二十一（様式第六号の二）	心理的な負担の程度を把握するための検査結果を報告する事業者の事業区分に使用（中分類）
	労働安全衛生法百条第一項及び労働安全衛生規則第九十五条の六（様式第二十一号の七）	有害物ばく露作業報告書を提出する事業者の業種の区分に使用（中分類）
	労働安全衛生法百条第一項及び労働安全衛生規則第九十六条（様式第二十二号）	事故報告書を提出する事業者の業種の区分に使用（中分類）
	労働安全衛生法第八十八条第一項及びボイラー及び圧力容器安全規則第十条（様式第十一号）	ボイラー設置届を届け出る事業者の業種の区分に使用（中分類）

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	労働安全衛生法第百条第一項及びボイラー及び圧力容器安全規則第十一条(様式第十二号)	ボイラー設置報告書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第八十八条第一項及びボイラー及び圧力容器安全規則第五十六条(様式第二十四号)	第一種圧力容器設置届を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第百条第一項及びボイラー及び圧力容器安全規則第九十一条(様式第二十六号)	小型ボイラー設置報告書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第八十八条第一項及びクレーン等安全規則第五条(様式第二号)	クレーン設置届を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第百条第一項及びクレーン等安全規則第十一条及び同規則第六十一号	クレーン又は移動式クレーン設置報告書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第八十八条第一項及びクレーン等安全規則第九十六条第一項(様式第二十三号)	デリック設置届を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第百条第一項及びクレーン等安全規則第一百一条(様式第二十五号)	デリック設置報告書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第百条第一項及びクレーン等安全規則第百四十条(様式第二十六号及び様式第二十七号)	エレベーター設置届及び明細書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第百条第一項及び労働安全衛生法施行令第十三条第三項第十七号及びクレーン等安全規則第百四十五条及び同規則第二百二条(様式第二十九号)	エレベーター又は簡易リフト設置報告書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第八十八条第一項及びクレーン等安全規則第百七十四条(様式第三十号)	建設用リフト設置届を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第八十八条第一項及びゴンドラ安全規則第十条(様式第十号)	ゴンドラ設置届を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	労働安全衛生法第百条第一項及び有機溶剤中毒予防規則第四条(様式第一号)	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	有機溶剤中毒予防規則第十三条第二項(様式第二号)	局所排気装置設置等特例許可申請書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	有機溶剤中毒予防規則第十八条の三第二項(様式第二号の二)	局所排気装置特例稼働許可申請書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第百条第一項及び有機溶剤中毒予防規則第三十条の三(様式第三号)	有機溶剤等健康診断結果報告書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	有機溶剤中毒予防規則第三十一条第二項(様式第四号)	有機溶剤等健康診断特例許可申請書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	有機溶剤中毒予防規則第十三条第二項(様式第五号)	発散防止抑制措置特例実施許可申請書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	鉛中毒予防規則第四条第一項(様式第一号)	鉛業務一部適用除外認定申請書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	鉛中毒予防規則第二十三条の三第一項(様式第一号の二)	発散防止抑制措置特例実施許可申請書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	労働安全衛生法第百条第一項及び鉛中毒予防規則第五十五条(様式第三号)	鉛健康診断結果報告書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	特定化学物質障害予防規則第六条第二項(様式第一号)	特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)
	特定化学物質障害予防規則第六条の三第二項(様式第一号の二)	特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書を届け出る事業者の業種の区分に使用(中分類)

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
農林水産省	<p>「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（（平成30年12月25日制定 令和2年4月1日一部改正、法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）</p> <p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（最終改正令和2年2月28日 農林水産省告示）</p> <p>特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－飲食料品製造業分野の基準について－（平成31年3月制定 令和2年2月28日一部改正、法務省・農林水産省編）</p> <p>Go To Eatキャンペーン</p> <p>特定技能外国人制度（外食業分野）</p>	<p>飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人を雇用できる事業所として使用（中、小、細分類）</p> <p>飲食料品製造業分野の2号特定技能外国人を雇用できる事業所として使用（中、小、細分類）</p> <p>飲食料品製造業分野の3号特定技能外国人を雇用できる事業所として使用（中、小、細分類）</p> <p>Go To Eatキャンペーン事業の対象飲食店として使用（中分類）</p> <p>特定技能外国人を受け入れる「受入れ機関」が食品産業特定技能協議会（外食業分野）への加入登録に使用（細分類）</p>
環境省	<p>水質汚濁防止法 （第2条第2項、同法施行令第1条別表第1） 「水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知：昭和47年5月8日 環水環第22号</li> <li>：昭和47年10月5日 環水管第62号</li> <li>：昭和49年12月24日 環水規第236号</li> <li>：昭和57年1月22日 環水規第18号</li> <li>：昭和63年9月8日 環水規第217号</li> <li>：平成3年7月31日 環水規第212号</li> <li>：平成10年5月20日 環水規第159号</li> <li>：平成11年12月22日 環水規第334号</li> <li>：平成13年6月25日 環水規第111号</li> </ul>	<p>水質汚濁防止法の規制対象となる特定施設の特定に使用（中・小・細分類）</p>

実施府省	行政分野（根拠法令、通達等）	利用の範囲と内容
	<p>:平成24年5月25日 環水大水発第120525002号            :平成29年6月1日 環水大水発第1706011号            :令和2年12月18日 環水大水発第2012181号</p> <p>(第3条第1項)            ・排水基準を定める総理府令付則別表</p> <p>(第22条、同法施行令第8条)</p> <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律            (第2条、同法施行令第1条)</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法            (第5条)</p>	<p>排水基準を適用する業種の特定に使用(細分類)</p> <p>立入検査、汚水等の処理方法等の報告を徴集する特定事業場の業種の特定に使用(細分類)</p> <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規制対象となる特定工場の業種の特定に使用(細分類)</p> <p>特定施設の設置の許可にかかる業種の特定に使用(細分類)</p>
日本銀行	<p>業種別貸出金集計の作成 &lt;日銀&gt;</p> <p>預金者別預金集計の作成 &lt;日銀&gt;</p> <p>預金、現金、貸出金集計の作成 &lt;日銀&gt;</p> <p>(以下、参考)            資金循環統計の作成 &lt;日銀&gt;</p> <p>マネタリーサーベイの作成 &lt;日銀&gt;</p>	<p>業種別貸出金集計における業種分類に際して、原則として、日本標準産業分類に準拠。</p> <p>預金者別預金集計における一部の預金者分類に際して、日本標準産業分類に準拠。</p> <p>預金、現金、貸出金集計における一部の部門分類に際して、日本標準産業分類に準拠。</p> <p>資金循環統計作成における基礎資料の一部として上記の集計を利用。</p> <p>マネタリーサーベイ作成における基礎資料の一部として上記の集計を利用。</p>